

株式会社斐太工務店
「(仮称) 江差風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年8月14日付けで株式会社斐太工務店より届出された「(仮称) 江差風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書（発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1(2)⑤に基づく）は、以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成29年11月7日
- (2) 北海道知事意見 * 平成29年12月25日
- (3) 環境審査顧問会風力部会（第20回） * 平成30年1月18日（1回目）
- (4) ①補足説明資料
②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・既設風車付近において、鳥類等の死骸調査は行う予定なのか。	・基本的には、風車のヤード部分を中心に生物の現地調査の際に確認する。また、風車の日常管理においても、死骸を発見した際には標本として冷凍保存する等の対応を検討している。
・知事意見にある元山からの景観について、フォトモンタージュを用いた聞き取り調査は実施するのか。	・調査時に元山の利用者がいるかどうか不明であり、仮に利用者がいたとしても数人にヒアリングした結果を評価として用いることが適切であるとは判断できないため、地元住民と元山管理者や景観に係る行政機関等にヒアリングを実施する予定である。

(1) ~ (4) の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、北海道知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。